

平成29年 第2回

宿毛市議会臨時会会議録

平成29年5月9日開会
平成29年5月9日閉会

宿毛市議会事務局

平成29年第2回宿毛市議会臨時会会議録

目 次

第 1 日（平成29年5月9日 火曜日）	
議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	1
事務局職員出席者	2
出席要求による出席者	2
開 会（午前10時01分）	
○日程第1 会議録署名議員の指名	3
○日程第2 会期の決定	3
○日程第3 議案第1号から議案第4号まで	3
（提案理由の説明）	
市 長	3
質 疑	4
1 川田栄子議員	4
税務課長	4
川田栄子議員	5
委員会付託省略	5
討 論・表 決	5
○日程追加 副議長辞職の件	5
○日程追加 副議長の選挙	6
○日程第4 幡多西部消防組合議会議員の選挙	8
○日程第5 高知県宿毛市・愛媛県南宇和郡愛南町篠山小中学校組合議会 議員の選挙	8
（閉会あいさつ）	
市 長	9
閉 会（午後 2時51分）	
----- ● ● -----	
付 録	
議決結果一覧表	付-1

平成29年
第2回宿毛市議会臨時会会議録第1号

第1日（平成29年5月9日 火曜日）

午前10時 開議

1 議事日程

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 議案第1号から議案第4号まで

議案第 1号 専決処分した事件の承認について

議案第 2号 専決処分した事件の承認について

議案第 3号 専決処分した事件の承認について

議案第 4号 専決処分した事件の承認について

第4 幡多西部消防組合議会議員の選挙

第3 高知県宿毛市・愛媛県南宇和郡愛南町篠山小中学校組合議会議員の選挙

2 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案第1号から議案第4号まで

日程追加 副議長辞職の件

日程追加 副議長の選挙

日程第4 幡多西部消防組合議会議員の選挙

日程第3 高知県宿毛市・愛媛県南宇和郡愛南町篠山小中学校組合議会議員の選挙

3 出席議員（14名）

1番 川田 栄子 君	2番 川村 三千代 君
3番 原田 秀明 君	4番 山岡 力 君
5番 山本 英 君	6番 高倉 真弓 君
7番 山上 庄一 君	8番 山戸 寛 君
9番 岡崎 利久 君	10番 野々下 昌文 君
11番 松浦 英夫 君	12番 寺田 公一 君
13番 宮本 有 二 君	14番 濱田 陸紀 君

4 欠席議員

なし

5 事務局職員出席者

事務局 長	朝比奈 淳 司 君
次長兼庶務係長 兼調査係長	小 野 り か 君
議事係長	奈 良 和 美 君

----- . . ----- . . -----

6 出席要求による出席者

市 長	中 平 富 宏 君
副 市 長	岩 本 昌 彦 君
企 画 課 長	黒 田 厚 君
総 務 課 長	河 原 敏 郎 君
危機管理課長	楠 目 健 一 君
市 民 課 長	立 田 ゆ か 君
税 務 課 長	児 島 厚 臣 君
会計管理者兼 会 計 課 長	山 下 哲 郎 君
保健介護課長	中 山 佳 久 君
環 境 課 長	岩 本 敬 二 君
人権推進課長	沢 田 美 保 君
産業振興課長	上 村 秀 生 君
商工観光課長	山 戸 達 朗 君
土 木 課 長	川 島 義 之 君
都市建設課長	中 町 真 二 君
福祉事務所長	河 原 志加子 君
水 道 課 長	金 増 信 幸 君
教 育 長	出 口 君 男 君
教育次長兼 学 校 教 育 課 長	桑 原 一 君
生涯学習課長 兼 宿 毛 文 教	和 田 克 哉 君
センター所長	
学 校 給 食	杉 本 裕 二 郎 君
センター所長	
農 業 委 員 会	山 岡 敏 樹 君
事 務 局 長	
選 挙 管 理 委 員 会	岩 田 明 仁 君
会 事 務 局	

----- . . . ----- . . . -----

午前10時01分 開会

○議長（岡崎利久君） これより、平成29年第2回宿毛市議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において原田秀明君及び山岡 力君を指名いたします。

日程第2「会期の決定」を議題といたします。お諮りいたします。

今期臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（岡崎利久君） 御異議なしと認めます。

よって、今期臨時会の会期は、本日1日と決定いたしました。

この際、報告事項について、事務局長に報告いたさせます。

事務局長。

○事務局長（朝比奈淳司君） 事務局長。

去る4月26日に開催されました第79回四国市議会議長会定期総会において、議長であります岡崎利久議員が正副議長3年以上の一般表彰を受けられましたので、報告いたします。

以上であります。

○議長（岡崎利久君） 日程第3「議案第1号から議案第4号まで」の4議案を一括議題といたします。

この際、提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（中平富宏君） 皆様、おはようございます。

本日は、平成29年第2回宿毛市議会臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様方にお

かれましては、大変お忙しい中、御参集をいただきまして、まことにありがとうございます。

先ほど、議長より御報告がありましたように、過日の四国市議会議長会定例総会におきまして、岡崎議長が表彰を受けられましたこと、まことに喜ばしく、心よりお祝いを申し上げます。

それでは、御提案申し上げました議案につきまして、提案理由の説明をいたします。

議案第1号から議案第4号まで、いずれも平成29年3月31日をもって、専決処分した事件の承認についてでございます。

順を追って御説明申し上げます。

議案第1号は、平成28年度宿毛市一般会計補正予算でございます。

地方債の変更等により、緊急に予算補正する必要が生じたので、総額で8,436万円を減額する専決処分をしたものでございます。

主な内容につきましては、繰越明許費の補正が追加1事業と変更10事業、地方債の補正が変更10件となっております。

歳入で増額した主なものは、特別交付税2億1,245万2,000円、県支出金2,059万9,000円でございます。

また、減額した主なものは、繰入金2億2,863万8,000円、市債4,070万円となっております。

一方、歳出で減額した主なものは、教育費5,515万1,000円でございます。

議案第2号は、宿毛市税条例等の一部を改正する条例でございます。

内容につきましては、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、緊急に宿毛市税条例等を改正する必要が生じたので、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分をしたものでございます。

議案第3号は、半島振興対策実施地域におけ

る固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例でございます。

内容につきましては、半島振興法第17条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、緊急に半島振興対策実施地域における固定資産税の不均一課税に関する条例を改正する必要性が生じたので、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分をしたものでございます。

議案第4号は、宿毛市国民健康保険税条例の一部を改正する条例でございます。

内容につきましては、地方税法施行令の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、緊急に宿毛市国民健康保険税条例を改正する必要性が生じたので、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分をしたものでございます。

以上が、御提案申しあげました議案の内容です。

よろしく御審議の上、適切な御決定を賜りますようお願い申しあげまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（岡崎利久君） これにて、提案理由の説明は終わりました。

この際、暫時休憩いたします。

午前10時07分 休憩

午前10時11分 再開

○議長（岡崎利久君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑の通告がありますので、発言を許します。

1番川田栄子君。

○1番（川田栄子君） 1番、川田栄子でございます。

議案第4号について、質疑を行います。

この条例は、住民の権利、義務に関するもの

でありますが、法令改正に伴う条例改正でありますので、審議に当たり、執行部から出ておりますが、国からの通知によるものであらうと考えております。

条例規定の基準の考え方、解釈など、十分に検討し、地域に適したものであったのかどうか、判断する必要性が十分あったと思われま。これは、住民にとっては、負担のかかるものではございませんが、この改正の目的と、改正の制定によって住民の負担がどうなるのか。そしてまた、消費税2桁の実施が間近に迫っておりますけれども、低所得者に対する住民世論では、どういうふうにとめるのか、3点について伺いいたします。

○議長（岡崎利久君） 税務課長。

○税務課長（児島厚臣君） おはようございます。税務課長、川田議員の質疑にお答えをいたします。

議案第4号「宿毛市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」でございます。

まず、改正の目的でございますけれども、低所得者の負担軽減を図ることを目的としております。国民健康保険税の軽減措置に置いて、5割軽減になる方の世帯の所得を算定する、それを26万5,000円から5,000円引き上げます。

そして、同じく、2割軽減の対象となる世帯の所得を1万円、48万円から49万円に、それぞれ引き上げようとするものでございます。

改正の制定によって、住民の負担ということですが、明確に何人の方がということは、まだ数字を出してないですけれども、負担軽減、国保税の負担が減る方がふえるということでございます。

住民世論ということですが、所得の制限を引き上げですので、今以上に引き上げるとい声はあるかもしれませんが、その時

期、状況に応じて引き上げるもので、住民からしたら、負担軽減につながりますので、喜んでいただけるものではないかと考えております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 1番川田栄子君。

○1番（川田栄子君） 健康保険税が、まちが徴収する税金の中では最も高額であるため、市民がその負担の重圧にあえいでいるのが実態であります。

国保の財政支援の拡充が、低所得者対策の一助となればと期待するところでございます。

終わります。

○議長（岡崎利久君） 以上で、通告による質疑は終了いたしました。

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（岡崎利久君） ほかに質疑がありませんので、これにて質疑を終結いたします。

○議長（岡崎利久君） この際、暫時休憩いたします。

午前10時15分 休憩

午前11時07分 再開

○議長（岡崎利久君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第1号から議案第4号までの4議案については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（岡崎利久君） 御異議なしと認めます。

よって、「議案第1号から議案第4号まで」の4議案は、委員会の付託を省略することに決しました。

これより「議案第1号から議案第4号まで」

の4議案について、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（岡崎利久君） 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

お諮りいたします。

「議案第1号から議案第4号まで」の4議案については、これに承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（岡崎利久君） 御異議なしと認めます。

よって、「議案第1号から議案第4号まで」の4議案は、これを承認することに決しました。この際、暫時休憩いたします。

午前11時08分 休憩

午前11時20分 再開

○議長（岡崎利久君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま、副議長、山戸 寛君から、副議長の辞職願が提出されました。

お諮りいたします。

この際、副議長辞職の件を日程に追加し、議題といたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（岡崎利久君） 御異議なしと認めます。

よって、この際、副議長辞職の件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

「副議長辞職の件」を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、山戸 寛君の退席を求めます。

（山戸 寛君 退席）

○議長（岡崎利久君） まず、その辞職願を事務局長に朗読いたさせます。

事務局長。

○事務局長（朝比奈淳司君） 朗読いたします。

辞職願。

私は、このたび、一身上の都合により、宿毛市議会副議長の職を辞したいので、地方自治法第108条の規定により、許可くださるようお願いいたします。

平成29年5月9日

宿毛市議会副議長 山戸 寛

宿毛市議会議長 岡崎利久殿

以上であります。

○議長（岡崎利久君） お諮りいたします。

山戸 寛君の副議長の辞職を許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（岡崎利久君） 御異議なしと認めます。

よって、山戸 寛君の副議長の辞職を許可することに決しました。

山戸 寛君の入場を許します。

（山戸 寛君 入場）

○議長（岡崎利久君） ただいま副議長が欠員となりました。

お諮りいたします。

この際、副議長の選挙を日程に追加し、選挙を行いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（岡崎利久君） 御異議なしと認めます。

よって、この際、「副議長の選挙」を日程に追加し、選挙を行うことに決しました。

これより、「副議長の選挙」を行います。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

○議長（岡崎利久君） ただいまの出席議員数は14人です。

投票用紙を配付いたさせます。

（投票用紙配付）

○議長（岡崎利久君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（岡崎利久君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

（投票箱点検）

○議長（岡崎利久君） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。

投票は単記無記名であります。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載のうえ点呼に応じ、順次投票を願います。

点呼を命じます。

事務局長。

○事務局長（朝比奈淳司君） 事務局長、点呼をいたします。

川田栄子君、川村三千代君、原田秀明君、山岡 力君、山本 英君、高倉真弓君、山上庄一君、山戸 寛君、岡崎利久君、野々下昌文君、松浦英夫君、寺田公一君、宮本有二君、濱田陸紀君。

○議長（岡崎利久君） 投票漏れはありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（岡崎利久君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

（議場開鎖）

○議長（岡崎利久君） 開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に川田栄子君及び川村三千代君を指名いたします。

よって、両君の立ち会いを願います。

（開 票）

○議長（岡崎利久君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数14票

これは先ほどの出席議員数に符合いたしてお

ります。

このうち

有効投票 14票

無効票 なし

有効投票中

山上庄一君 13票

松浦英夫君 1票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は4票であります。

よって、山上庄一君が副議長に当選されました。

ただいま、副議長に当選されました山上庄一君が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定による告知をいたします。

御承諾願えば、御挨拶を願います。

(副議長当選承諾及び挨拶)

○副議長(山上庄一君) 議長のお許しをいただきましたので、一言御挨拶を申し上げます。

ただいま、議員の皆様の御推挙により、本議会の副議長に選ばれましたことは、この上ない光栄と存じております。

それとともに、責任の重大さを痛感しているところでございます。

これからは、議長のもと、皆様の御支援をいただきながら、議会が公正かつ円満に運営されますよう、誠心誠意努めてまいり所存でございます。

議員の皆様の変わらぬ御指導・御鞭撻を賜りますよう、心よりお願い申し上げまして、就任の御挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

(拍手)

○議長(岡崎利久君) これにて、「副議長の選挙」は終わりました。

○議長(岡崎利久君) この際、暫時休憩いたします。

午前11時34分 休憩

----- . . . -----

午後 2時49分 再開

○議長(岡崎利久君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

この際、議長より報告いたします。

委員会条例第8条第1項の規定により、本日付をもって、原田秀明君、山戸 寛君、岡崎利久君、野々下昌文君、松浦英夫君、宮本有二君、濱田陸紀君、以上7人を総務文教常任委員に。

川田栄子君、川村三千代君、山岡 力君、山本 英君、高倉真弓君、山上庄一君、寺田公一君、以上7人を産業厚生常任委員に。

川田栄子君、川村三千代君、原田秀明君、山岡 力君、山本 英君、高倉真弓君、山上庄一君、山戸 寛君、岡崎利久君、野々下昌文君、松浦英夫君、寺田公一君、宮本有二君、濱田陸紀君、以上14人を予算決算常任委員に。

山岡 力君、山本 英君、山戸 寛君、野々下昌文君、松浦英夫君、宮本有二君、以上6人を議会運営委員に、それぞれ指名いたします。

各常任委員会及び議会運営委員会の委員長及び副委員長が選任されていますので、この際、事務局長から報告いたさせます。

事務局長。

○事務局長(朝比奈淳司君) 各常任委員会及び議会運営委員会の委員長及び副委員長を報告いたします。

総務文教常任委員会

委員長 松浦英夫君

副委員長 原田秀明君

産業厚生常任委員会

委員長 川村三千代君

副委員長 山本 英君

予算決算常任委員会

委員長 山戸 寛君

副委員長 山岡 力君

議会運営委員会

委員長 野々下昌文君

副委員長 山岡 力君

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） この際、議長から報告いたします。

幡多西部消防組合議会議長から、4月20日付をもって、同組合議会議員、寺田公一君の5月8日付の辞職を許可した旨の通知がありました。

ただいま、幡多西部消防組合議会の議員が1人欠員となっております。

日程第4「幡多西部消防組合議会議員の選挙」を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（岡崎利久君） 御異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（岡崎利久君） 御異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

幡多西部消防組合議会議員に、原田秀明君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました原田秀明君を、幡多西部消防組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（岡崎利久君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました原田秀明君が、幡多西部消防組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました原田秀明君が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定による告知をいたします。

この際、議長から御報告いたします。

高知県宿毛市・愛媛県南宇和郡愛南町篠山小中学校組合議会議長から、4月21日付をもって、同組合議会議員、原田秀明君、野々下昌文君及び松浦英夫君の5月8日付の辞職を許可した旨の通知がありました。

ただいま、高知県宿毛市・愛媛県南宇和郡愛南町篠山小中学校組合議会の議員が3人欠員となっております。

日程第5「高知県宿毛市・愛媛県南宇和郡愛南町篠山小中学校組合議会議員の選挙」を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（岡崎利久君） 御異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（岡崎利久君） 御異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

高知県宿毛市・愛媛県南宇和郡愛南町篠山小

中学校組合議会議員に、山本 英君、野々下昌文君及び松浦英夫君を、それぞれ指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました山本英君、野々下昌文君及び松浦英夫君を、高知県宿毛市・愛媛県南宇和郡愛南町篠山小中学校組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(岡崎利久君) 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました山本 英君、野々下昌文君及び松浦英夫君が、高知県宿毛市・愛媛県南宇和郡愛南町篠山小中学校組合議会議員に、それぞれ当選されました。

ただいま当選されました山本 英君、野々下昌文君及び松浦英夫君が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定による告知をいたします。

以上で、今期臨時会の日程は全て議了いたしました。

閉会に当たり、市長から挨拶の申し出がありますので、発言を許します。

市長。

○市長(中平富宏君) 閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

御提案申しあげました議案につきましては、それぞれ原案どおり御決定をいただき、ありがとうございました。

また、本日は、議会の役員改選も行われまして、長時間にわたり御審議いただきましたこと、重ねてお礼申し上げます。

議会の役員改選につきましては、副議長に山上議員、また各常任委員会並びに議会運営委員会の正副委員長には、それぞれ見識豊かな方々が選任されました。

いよいよ本日から新しい体制のもとで議会運

営がなされるわけですが、今後も、議員の皆様方の御指導と御協力をいただきながら、各種課題事業の推進並びに市民福祉の向上に、より一層努めてまいりたいと考えております。

どうか議員の皆様方におかれましては、健康に御留意されまして、宿毛市政発展のために御活躍されますことを御祈念申し上げまして、閉会の挨拶とさせていただきます。

本日はありがとうございました。

○議長(岡崎利久君) 以上で、市長の挨拶は終わりました。

これにて、平成29年第2回宿毛市議会臨時会を閉会いたします。

午後 2時51分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

宿毛市議会議長 岡崎利久

議員 原田秀明

議員 山岡力

平成29年第2回宿毛市議会臨時会議決結果一覧表

議 案

議案番号	件 名	議決月日	結 果
第 1号	専決処分した事件の承認について	5月 9日	承 認
第 2号	専決処分した事件の承認について	5月 9日	承 認
第 3号	専決処分した事件の承認について	5月 9日	承 認
第 4号	専決処分した事件の承認について	5月 9日	承 認